

保護者のみなさまへ

民法改正により成年（大人）になる日が変わりました



2002年（平成14年）4月2日～2004年（平成16年）4月1日生まれの人は
2022年4月1日 から
2004年（平成16年）4月2日以降生まれの人は
18歳の誕生日 から
成年（大人）になります！

Q:なぜ、成年年齢が引き下げられたの？

A：選挙権年齢や国民投票権年齢が18歳となり、国政上の重要な事項に関して、18歳、19歳の方も成年として扱われるようになりました。それを踏まえて、18歳以上の人を成年として取り扱うのが適当ではないかという議論がなされ、平成30年6月13日に民法が改正されました。なお、世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。

Q:成年年齢が18歳に引き下げられると何が変わるの？

A：成年になると、親（法定代理人）の同意がなくても様々なことが自分の判断だけでできるようになります。例えば、スマホの契約、クレジットカードをつくる、車を買う、ローンを組むなどができます。

これまでは、18歳、19歳の人は、親（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、未成年者取消権（*）により、契約を取り消すことができました。しかし、成年になると、この権利はなくなり契約による責任が生じます。

*未成年者は、大人と比べて取引の知識・経験に乏しく、判断能力も未熟なので、未成年者取消権により保護されています。親（法定代理人）もしくは未成年者自身から、契約を取り消すことができます。ただし、成年であるとうそを言った場合、小遣い程度の契約、親が支払った契約などについては、取り消すことはできません。

*飲酒・喫煙や馬券等の購入は、健康面への影響や青少年保護の観点から、現状の20歳からです。

18歳から“大人”に！

成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。→

詳細を知りたい方は「政府広報オンライン」へ



成年になると、どのような注意が必要なのか、ご家庭でも話し合ってみましょう。

成年になるまでに気をつけておきたいこと

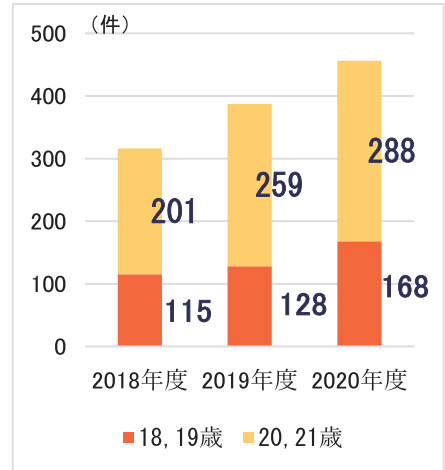
20歳になると悪質業者のターゲットとなり、消費者トラブルにあう相談が増加しています。

未成年者とSNSで親しくなっていて、未成年者取消権による保護がなくなる20歳になった直後に、契約を交わす事例もあります。

20、21歳の相談件数は18、19歳の約2倍に増えます。

被害にあわないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、冷静に判断できる力を身につけることが重要です。

福岡県消費生活センターに寄せられた相談件数



若者に多いトラブルと対処法

ネット通販

SNSの広告を見て1回のみのお試し価格500円と思って脱毛クリームを買ったら、翌月も同じ商品が届いた。2回目以降は代金3,800円で6か月の定期購入が条件の契約だとは知らなかった。(19歳)

アドバイス

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

法律で解約や返金などの条件についての表示が義務付けられています。

購入条件や返品・解約などの条件についてよく確認してから注文しましょう。



副業サイト

「1週間に数日5分作業するだけで簡単に稼げる」というSNSのサイトに登録し、コンビニでプリペイド型電子マネーを2万円購入してその番号を伝えた。送られてきたマニュアル通りにやってみたが収入を得ることはできなかった。(18歳)

アドバイス

簡単にお金を稼ぐことはできません。「儲かる」「だれでも稼げる」といった言葉、広告を簡単に信用しないようにしましょう。電子マネーの番号を相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。

困ったときは一人で悩まず消費生活センターへ ご相談ください！

～相談は無料・秘密厳守～

北九州市立消費生活センター

TEL **093 - 861 - 0999**

【相談受付時間】平日9時00分～16時45分

【休館日】日・祝・年末年始

※第3土曜日は13時まで

消費者トラブル事例等の情報は
「北九州市立消費生活センターHP」



消費者ホットライン



局番なし **188 (いやや)**

- *お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口につながります
- *ナビダイヤルです